

職員の処分について（報告）

平成21年11月30日
総務局 総務部 人事課
内線 2564

職員の処分について

平成21年11月30日付けで嚴重注意を行ったので公表します。

<処分対象者>

平成20年度において不適正な経理処理が行われた部署の所属長及び管理監督の職にあった職員

局長級 2名
部長級 3名
課長級 3名

<処分内容>

嚴重注意

<処分理由>

平成21年11月11日に、会計検査院より平成15年度から平成19年度までの国土交通省及び農林水産省所管の国庫補助事業について不適正な経理処理の指摘を受け、平成20年度についても同様の経理処理が行われていないかどうかの調査を行ったところ、建設局基盤整備部河川港湾課及び下水道部下水道業務課において不適正な経理処理が明らかとなりました。

平成20年度において他の都道府県においても同様の事例が見受けられたにもかかわらず、担当する事業において「預け金」や「差替え」等の不正な経理は認められないものの、「翌年度納入」等の不適正な会計処理を行ったことは、公務員としての自覚に欠ける行為であり、平成20年度における所属長及び管理監督の職にあった職員を嚴重注意としました。